

仕様書

1 案件名称

令和8年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託

2 事業目的

全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる人権尊重社会の実現に向けて、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして考えることが必要となっている。

今日、人権問題がますます複雑化・多様化する傾向にある中で、人権尊重社会の実現に向けて、重要な役割を担う若年世代を主な対象として「性別や様々な属性による無意識の人権侵害（アンコンシャスバイアス）」について、理解を深める広報用動画を制作する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年1月15日まで

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

(1) 動画の目的

性別や様々な属性による無意識下の人権侵害の現状や課題について、高い関心を持っていない市民や、差別感情や誤解に気づいていない市民に対し、正しい理解を促すことを目的とする。

内容例は以下のとおり。内容はこれに限らず目的に照らし、訴求力のある動画を制作すること。

なお、動画には、女性に関するアンコンシャスバイアスについての内容を1つ以上含み、また、その他（障がいのある方等）のアンコンシャスバイアスについての内容を1つ以上含むこと。

(内容例)

性別による無意識の思い込み。また、それ以外にも障がいのある方・外国人など、アンコンシャスバイアスは多数存在している状況の中、自身の中にある無意識の思い込みを自覚し、多様な可能性を認め、お互いを尊重した社会づくりを目指していきます。

(参考動画)

性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等に向けた普及啓発用動画（内閣府）

URL：<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/movie.html>

昨年度同事業で制作した動画（人権課題「インターネット上での人権侵害」について）

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000671506.html>

(2) 動画の規格

- 時間及び本数：① 3分程度の動画 1本
② 30秒程度の動画（3分程度の動画のダイジェスト版） 1本
フォーマット：MP4形式
解像度及び画角：フルハイビジョン（1920×1080）、16:9を基本とする。

(3) 構成及び編集

- ア (1)の内容例を参考に、それぞれのテーマを受け止めやすくするために実写による作品とし、できるだけ気軽に視聴することができ、分かりやすい内容とすること。
- イ 広報用動画は区役所等の窓口に設置している小型デジタルサイネージ等で放映する。視聴対象は区役所等を利用する市民であるが、特に若年層の興味・関心を喚起する内容とすること。
- ウ 動画コンテンツの表現力を向上させるため、効果的なナレーションや音楽、効果音等を挿入すること。
- エ 視覚に障がいのある市民の方に動画の内容が伝わるように、ナレーションやセリフなどの音声を工夫して制作すること。
- オ 各動画には、動画の内容が伝わるようにナレーションやセリフなどの音声情報を文字化した適切な字幕等を付けること。
- カ 仮編集の段階で発注者による映像確認を受けること。

6 納品

(1) 成果物

- ア DVD、USBメモリ等の大容量記憶媒体 1部
・動画ファイルにはそれぞれコピーガードが行われていないこと。
・全てウイルスチェックを行うこと。
- イ 制作した動画を収録したDVD-Video形式のディスク 1部

(2) 納品場所

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター

7 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3) に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (2) 本事業は法務省委託事業であることから、業務終了後に詳細な経費内訳書を提出すること。
- (3) 制作物の素材が、他社の肖像権・所有権・著作権などを侵すものでないこと。当該素材の使用による権利侵害の紛争などが生じた場合は、受注者の責任・負担において一切を処理すること。
- (4) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等に基づき適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- (5) 公募型プロポーザルへの参加にあたっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ参加すること。質問期間経過後の疑義については受付しない。また、契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (6) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (7) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。
- (8) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和 8 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

9 問い合わせ先

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階

大阪市人権啓発・相談センター

電話番号 06-6532-7631 FAX 番号 06-6532-7640

【別紙】

令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン 第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する。
- ・画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- ・生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること。
- ・生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。